

県立及び市町立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

## 広島県条例第二十四号

### 県立及び市町立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例 例の一部を改正する条例

県立及び市町立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和四十六年広島県条例第六十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改 正 後	改 正 前
<p>（県立及び市町立の義務教育諸学校等の教育職員の正規の勤務時間を超える勤務等）</p> <p>第六条 県立及び市町立の義務教育諸学校等の教育職員については、正規の勤務時間（職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成七年広島県条例第五号。以下「職員勤務時間条例」という。）第二条から第五条までに規定する勤務時間）をいう。以下この項及び次条において同じ。）の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務（正規の勤務時間を超えて勤務することをいい、休日等（職員勤務時間条例第九条及び第十条第一項に規定する日並びに給与条例第十六条第三項に規定する人事委員会が定める日をいう。）における正規の勤務時間中に勤務することを含むものとする。次項において同じ。）は命じないものとする。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（県立及び市町立の義務教育諸学校等の教育職員の正規の勤務時間を超える勤務等）</p> <p>第六条 県立及び市町立の義務教育諸学校等の教育職員については、正規の勤務時間（職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成七年広島県条例第五号。以下「職員勤務時間条例」という。）第二条から第五条までに規定する勤務時間）をいう。以下この項において同じ。）の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務（正規の勤務時間を超えて勤務することをいい、休日等（職員勤務時間条例第九条及び第十条第一項に規定する日並びに給与条例第十六条第三項に規定する人事委員会が定める日をいう。）における正規の勤務時間中に勤務することを含むものとする。次項において同じ。）は命じないものとする。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（県立及び市町立の義務教育諸学校等の教育職員の業務量の適切な管理等に関する措置の策定）</p> <p>第七条 県立の義務教育諸学校等の教育職員（給与条例第四条第一項第三号ロ又はハに規定する教育職給料表（又は教育職給料表）の適用を受ける者に限る。以下この項において単に「職員」という。）の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他職員の健康及び福祉の確保を図るために措置については、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第七条に規定する指針（次項において「指針」という。）を踏まえ、教育委員会規則で定めるところにより行うものとする。</p> <p>2 市町立の義務教育諸学校等の教育職員（市</p>

町立学校職員給与等条例第三条第二項第一号イ又は□に規定する教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)の適用を受ける者に限る。(以下この項において単に「職員」という。)の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他職員の健康及び福祉の確保を図るために措置については、指針を踏まえ、職員の服務を監督する教育委員会の定めるところにより行うものとする。

附 則  
この条例は、令和二年四月一日から施行する。